

## 第 108 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 4 年 6 月 17 日（金） 15 : 00~15 : 25

場所 県庁本館 12 階大会議室

### 議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

### 議題 2 「香川県対処方針における移行基準の改正について」

#### 本部長発言

移行基準については、6 月 3 日開催の本部会議において、見直しの方針をお示ししたところであるが、今回、改めてその内容について説明する。

資料 2-1 のとおり、「1 改正の基本的な考え方」について、現行の県対処方針における移行基準は、確保病床使用率が低い数値で推移し、安定的に一般医療が確保される状況であっても、「療養者数」や「直近 1 週間の累積新規感染者数」の数値が高い場合は、「感染警戒対策期」に該当せず、実態と乖離が生じている。

こうした状態を改善するために、オミクロン株の特徴である「感染・伝播性は高いが、軽症者や無症状者が多く、大型連休後、新規感染者数が増加傾向となって以降も、確保病床使用率は大きく増加せず、安定的に推移している」、「療養者数が増加しても、自宅療養が主流となっており、確保病床使用率への影響が小さくなってきている」といった点を踏まえて、医療提供体制への影響度に応じ、適切に対策期を移行できるよう、医療のひっ迫具合をより重視した移行基準に改正することとする。

「2 改正の内容」としては、前回の本部会議でも申し上げたとおり、「確保病床使用率」、「重症確保病床使用率」は、引き続き移行基準の指標とし、「療養者数」、「直近 1 週間の累積新規感染者数」は、参考指標とし、数値を公表することとする。

また、感染拡大時における各対策期への移行に当たっては、「確保病床使用率」、「重症確保病床使用率」のいずれかの指標の数値が各対策期の基準値を上回った場合に、総合的に判断することとし、感染急拡大時には、移行基準よりも早めに移行することを検討する。

感染下降局面における各対策期への移行に当たっては、「確保病床使用率」、「重症確保病床使用率」の両方の指標の数値が各対策期の基準値を 2 週間程度継続して安定的に下回った場合、総合的に判断することとする。

なお、県の対策期の名称や各対策期における県内の感染状況、「確保病床使用率」や「重症確保病床使用率」の基準値、並びに各対策期における対応方針については、今回、変更していない。

移行基準の新旧を比較した表は資料 2-2、改正後の県対処方針は資料 2-3 のとおりである。

資料 2-3 の次の参考資料 1 「香川県の現状」については、今回の改正に合わせた内容としており、明日以降、コロナ関連資料として公表する。

また、参考資料 2 は、内閣官房のホームページで公表されている「都道府県のレベル判断に係る指標及び目安」、参考資料 3 は、国のコロナ対策分科会から昨年 11 月に公表された「新たなレベル分類の考え方」である。

参考資料 2 にあるとおり、レベル 1 への移行を既に行っている県もある。このような全国的な状況や、参考資料 3 のとおり、国においても、レベル分類の考え方そのものは各都道府県が総合的に判断するものとされていること、「確保病床使用率」、「重症確保病床使用率」以外は、具体的な数値が示されていないことを踏まえ、今回の見直しを行ったところである。

### 議題 3 「本県における今後の対応について」

#### 本部長発言

資料 3-1 のとおり、現下の本県の感染状況については、5 月 28 日以降、新規感染者数が 200 人を下回って推移し、平日においても 100 人を下回る日があるなど減少傾向が続いており、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率についても、概ね 10% 台前半で推移し、重症確保病床使用率も現在、ゼロで推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができてきている状況にあるものと考えている。

こうした状況を踏まえ、先ほど改正した県対処方針における移行基準に基づき、現行の「感染拡大防止対策期」から「感染警戒対策期」に移行し、当分の間、緊張感を持って感染拡大を警戒していくこととするので、県民の皆さまには、引き続き、適切な感染防止策を徹底して行動していただくようお願いする。

資料 3-2 のとおり、6 月 20 日以降は、当分の間、本県の対策期を「感染警戒対策期」に位置付けることとし、県民の皆さまには、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」など基本的な感染防止策を徹底すること、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えていただくことなどについてお願いするとともに、重症化リスクの高い高齢の方や基礎疾患のある方と会う場合には、事前にワクチン接種（3 回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うことなどについて、引き続き、特措法第 24 条第 9 項に基づき協力を要請する。

また、「かがわ安心飲食認証店」など感染対策が徹底された飲食店等の利用や、会食、飲み会は、マスク会食や座席間隔の確保、換気や三密回避の徹底について、引き続きお願いしているが、対策期の移行を踏まえ、会食時の人数制限（同一グループの同一テーブル 4 人以内）や時間制限（2 時間以内）の協力依頼については、「かがわ安心飲食認証店」を利用する場合にあっては協力依頼の対象から除くこととする。

事業者の皆さまにも、業種別ガイドライン等の遵守については、引き続き特措法第 24 条第 9 項に基づき協力を要請するとともに、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、自転車通勤など人と人との接触を低減する取組みや、事業継続計画（BCP）の再確認（未策定の場合は、早急に策定すること）などについても、ご協力をお願いする。

また、県民の皆さまには、基本的な感染防止策として、マスクの着用をお願いしているが、夏場は、特に熱中症のリスクが高くなるため、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨する。

マスク着用の考え方については、5月下旬に、国が「屋外・屋内でのマスク着用及び子どものマスク着用」のリーフレットを作成し、公表しているが、前回の本部会議においてご説明したとおり、本県においても国と同様の取扱いとしている。

最後に、私から県民の皆さまにメッセージをお伝えする。

「感染警戒対策期」において、県民の皆さまには、[資料3-1](#)に記載した感染防止対策の徹底に努めていただくようお願いする。

これらのことについては、「香川県からのお願い ～新型コロナウイルス うつらない、うつさない～」という掲示用の資料を本日中に県ホームページに掲載するので、事業者の皆さま、集客施設などの関係者の皆さまには、お手数であるが印刷していただき、店舗や事業所、施設などの目立つ場所に掲出していただくよう、ご理解、ご協力をお願いする。

感染の不安を感じた場合は、無料検査を6月末まで実施しているので、積極的にご利用いただくようお願いする。

また、児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまには、熱中症防止にもご留意のうえ、引き続き、学校や部活動における感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いする。

事業者の皆さまにも、人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力をお願いする。

ワクチン接種については、7月3日までの土曜日・日曜日に、県庁 21 階に広域集団接種センターを再度開設し、3回目接種を実施している。予約なしでも接種できるので、希望される方は早めの接種をお願いする。

4回目接種については、既に接種が開始されている市町もあるので、予約方法や接種が受けられる場所などの詳細は、お住まいの市町にお問い合わせいただき、希望される方は早めに予約、接種をお願いする。

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではない。

ワクチン接種についても、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはならない。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようお願いする。

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守れるよう全力で取り組んでいくので、ご理解、ご協力をお願いする。

#### 議題4「その他」

##### 教育長から資料に沿って説明

(学校における対応について)

##### 本部長発言

各部局においては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、連携して対応にあたっていただきたい。